

<質問回答> [平成30年度公募型プロポーザル方式による市有財産売払（物件番号30-6）]

No.	質疑内容	回答
1	<p>【大正紡績株式会社に対する質問】</p> <p>募集要項第11項（2）の借地権譲渡の承認が得られることが条件になることは理解しておりますが、当社が、旧家電量販店建物所有権および借地権を取得して貴社との間で改めて事業用定期賃貸借契約を締結する場合、同契約には、下記条項を盛り込むということを確認いただけますか。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 借地期間は10年</p> <p>2 契約期間満了6ヶ月前以降に、当社が敷地買取の申出をした場合は、貴社が、当社の事業目的の継続を前提に承諾いただく</p> <p>3 その場合の売買価格は、双方が不動産鑑定条件を統一した上、それぞれが実施する鑑定評価額の平均金額とする</p>	<p>【大正紡績株式会社からの回答】</p> <p>当社の取締役会及び倉敷紡績株式会社の経営会議の各承認が得られることを条件に、貴社が、旧家電量販店建物所有権および借地権を取得し、当社との間で改めて事業用定期賃貸借契約を締結する場合、同契約には、</p> <p>1 借地期間を10年</p> <p>2 契約期間満了6ヶ月前以降に、貴社が敷地買取の申し出をした場合は、当社は、貴社の事業目的の継続を前提に承諾する</p> <p>3 その場合の売買価格は、双方が不動産鑑定条件を統一した上、それぞれが実施する鑑定評価額の平均金額とする</p> <p>との条項を盛り込みます。</p>
2	<p>現在の建物を活用して福祉施設の運営を計画しているが、障がい者支援施設（施設入所支援・生活介護）の認可を頂くことは可能か。</p>	<p>障がい者支援施設（施設入所支援・生活介護）の認可については、その指定基準を満たしているならば、認可は可能です。</p> <p>認可の判断は、泉佐野市以南の3市3町で事務の共同処理を行っている広域福祉課（泉佐野市役所内）となります。</p>
3	<p>現在の太陽光パネルによる発電の売電価格は何年先まで継続するのか。改定がある場合は、どのような契約内容になるのか。</p>	<p>太陽光発電に係る現在の買取単価における買取期間については、募集要項P30に記載のとおり、平成26年10月8日に受給開始以降、最初の検針日が属する月の翌月から起算して240月目の検針日の前日までとなりますので、現時点からは15年半程度継続することになります。</p> <p>買取期間が終了した電源については、法律に基づく電力会社の買取義務はなくなりますが、①自家消費 または ②相対・自由契約で余剰電力を売電することが可能です。</p>